**第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務に**

**関する公募型プロポーザル応募要領**

**１　委託業務名**

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務（以下「委託業務」という。）

**２　目的**

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

委託業務を行うに当たり、価格のみではなく、事業者の専門性、企画力、業務実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を本委託業務の委託候補者として選定するものとする。

**３　委託業務の概要**

1. 業務内容

　本業務は、子ども・子育て支援法第６１条の規定により令和２年３月に策定した「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期事業計画」という）が令和６年度に終了することから、令和７年度からの５年間を計画期間とする「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第三期事業計画」という。）を策定するに当たって、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、第三期事業計画の策定を行うものであり、詳細は、「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書」のとおりとする。

　⑵　委託期間（予定）

　　契約締結日（令和６年５月予定）から令和７年３月３１日まで

　⑶　契約上限額

　　　３，０９１千円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　本業務の実施に係る経費は全て委託料に含むものとする。

　⑷　委託者

　　　小樽市

⑸　支払方法

受託者は、業務完了後に委託者へ提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託者の適法な請求書を受領してから３０日以内に支払う。

⑹　契約保証金

上記⑶の１０／１００以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成８年市規則第２７号。）第３条第３項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

**４　スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内 容 | 日　程 |
| 公募開始（公告） | 令和６年４月５日（金） |
| 仕様書等の交付 | 令和６年４月５日（金）～令和６年４月２２日（月） |
| 質問の受付 | 令和６年４月２２日（月）午後５時２０分まで |
| 質問の回答 | 随時回答、最終：令和６年４月２４日（水）までに回答 |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和６年４月２６日（金）午後５時２０分まで  |
| ヒアリングの実施 | 令和６年５月９日（木）予定 |
| 審査結果の通知 | 令和６年５月２１日（火）予定 |
| 委託契約の締結 | 令和６年５月２８日（火）予定 |

**５　仕様書等の交付方法**

小樽市ホームページからダウンロード

〔市ホームページ〕https://www.city.otaru.lg.jp/docs//

**６　参加資格**

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　次に掲げるものに該当しない者であること。

①　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

⑶　小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

⑷　応募書類提出期限において、小樽市の指名停止措置を受けていないこと。

　　⑸　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

⑹　他市町村の第二期子ども・子育て支援事業計画策定業務を受託した実績が１０件以上あること。

　　⑺　小樽市に納税義務がある者の場合、小樽市に対して法人等として滞納がないこと。

**７　質問及び回答**

委託業務に係る質問事項がある場合は、所定の質問書（様式２）に簡潔に要旨を記載の上、電子メールに添付し提出してください。また、質問書送信後に、確認のため電話連絡をしてください。

なお、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けません。

1. 受付期間

令和６年４月５日（金）～令和６年４月２２日（月）午後５時２０分まで

1. 提出先（電子メールアドレス）

小樽市こども未来部子育て支援課（kosodate-sien@city.otaru.lg.jp）

1. 回答方法

　　提出された質問事項と回答については、令和６年４月２４日（水）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

**８　企画提案書等の提出**

⑴　提出書類

①　参加申込書（様式１）　※ 正本のみ押印の上提出

②　会社概要（任意様式、ただしＡ４判とする。）

③　企画提案書（任意様式）

※ 別紙「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書」に基づき作成すること

※ 提案書の中で委託業務の実施体制について提示すること

④　見積書及び内訳書（消費税及び地方消費税含む）（様式３）

⑤　他市町村の第二期子ども・子育て支援事業計画策定業務の受託実績の内容がわかる資料（任意様式）

⑥　小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑵　提出期間

令和６年４月５日（金）～令和６年４月２６日（金）午後５時２０分まで

⑶　提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前８時　５０分から午後５時２０分までに持参し、郵送の場合は⑵の期間内必着とする。

⑷　提出先

〒０４７－８６６０

小樽市花園２丁目１２番１号（小樽市役所 別館５階）

小樽市こども未来部子育て支援課

　⑸　提出部数

　　　正本１部、副本８部

　⑹　辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに辞退届（様式４）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

**９　選定方法**

　⑴　審査体制

小樽市職員で構成する第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

　⑵　審査方法

　委員会は、提出された書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

⑶　ヒアリング審査

令和６年５月９日（木）（予定）

発表時間は１事業者につき４０分以内（内容説明２０分以内、質疑応答２０分以内）とする。

詳細な日時・場所については後日、通知する。

⑷　審査項目

　　　別紙「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定評価基準表」のとおり

⑸　提案者の失格

　　契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①　「６　参加資格」要件を満たさなくなった場合

②　期限までに必要書類が提出されなかった場合

③　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

④　提案者がヒアリングに出席しない場合

⑤　審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

⑥　その他委員会が不適格と認めた場合

⑹　事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

⑺　審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

**１０　契約手続**

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

**１１　その他留意事項**

⑴　本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。

⑵　提出された書類等は返却しないものとする。

⑶　提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。

⑷　提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。

⑸　提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。

⑹　提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。

⑺　書類提出以後の参加辞退した場合において、以後における不利益な扱いはしないものとする。

⑻　本業務に関して、提案事業者が１者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

⑼　本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

⑽　提案書は、小樽市情報公開条例（平成１８年市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、 開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第７条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第７条第３号又は第５号の規定により、開示の対象としない。

**１２　問合せ・連絡先**

小樽市こども未来部子育て支援課（市役所別館５階）

担当：濵田、小松

〒047-8660　小樽市花園２丁目１２番１号

電　話：0134-32-4111　内線 398

ＦＡＸ：0134-31-7031

電子メール：kosodate-sien@city.otaru.lg.jp

別紙

**第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務**

**プロポーザル選定評価基準表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準（着眼点） | 配点（満点） |
| 業務実施体制 | 委託業務全般を適正かつ確実に遂行できる実施体制になっているか。 | ２０ |
| 本市と十分に連絡調整ができ必要なアドバイスを行うことができる体制になっているか。 |
| 業務への考え方及び理解度 | 業務実施への意欲や積極性は十分にあるか。 | ２０ |
| 業務の目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。 |
| 子ども・子育て支援事業計画策定に関する必要な知識を有しているか。 |
| 業務実施内容 | 業務を進める作業手順やスケジュールが具体的に示されているか。 | ５０ |
| 提案内容に実現性が確保されているか。 |
| 需要量の推計及び目標量の設定が適切にできる手法となっているか。 |
| 提案内容にアイディアや独創性がみられるか。 |
| 提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。 |
| より詳細で具体的な内容を提案しているか。 |
| 本市と提案者の役割分担は明確で妥当なものか。 |
| 仕様書以外の内容で、本市に有益な追加提案があるか。 |
| 見積価格 | 価格が提案内容に対して適正な価格になっているか。 | １０ |
| 合　計 | １００ |